

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市環境保全推進事業補助金
補助事業等の目標	環境に関する事業の実施に要する費用を補助することにより、環境保全を推進する。
補助事業等の対象者	市内の小学校、中学校、自治会又は地区組織及び市民団体等であって、市長が認めるもの
補助対象経費	次に該当する事業に要する直接的経費 (1) 環境教育に関する事業 (2) 環境美化、衛生に関する事業 (3) 環境保全に関する事業 (4) 環境に関する普及啓発事業 (5) その他環境に関する事業で、市長が認めるもの
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で経費の2分の1以内とし、40,000円を限度とする。ただし、環境保全の推進のために、特に効果が高いものとして市長が認める事業については、200,000円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 環境保全活動を広く推進するため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成14年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 環境保全を推進するため、継続して補助することが必要
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を申請する事業について、市の他の補助制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）
令和 3年 3月17日 一部改正（令和 3年 4月 1日 施行）